

# 障害福祉サービスを利用する方へ

平成24年4月より、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用するすべての利用者の方に、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成することとなりました。

サービスを利用するためにはこのサービス等利用計画が必要となりますので、別紙依頼書のとおり、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成いただき、町に提出くださるようお願いいたします。

なお、このサービス等利用計画は、指定を受けた事業所の相談支援専門員が作成しますが、本人や家族、支援者等が計画を作成することもできます（セルフプラン）。その際は、町にご相談ください。

## 【提出いただくもの】

- ・サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）
- ・計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書
- ・計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書

## ※サービス等利用計画とは・・・

さまざまなサービスの利用を通して、ご本人やご家族の希望する生活や目標を達成するように計画を作成し支援していきます。相談を受けた相談支援専門員が計画を作成し、その計画の見直しや必要なサービスの調整等も行います。

※計画作成に係る費用は全額公費負担となります。

なお、現在町で指定している事業所は以下の通りです。

(福) こぶしの会	〒329-0611
上三川障がい児・者生活相談支援センター	上三川町上三川5082-15
TEL) 0285-38-6854	FAX) 0285-38-6841
	〒329-0611
(有) ケアサポートセンタービスケット	上三川町上三川5061-1
TEL) 0285-56-3226	FAX) 0285-56-0118
	〒329-0611
相談支援事業所 こすもす	上三川町上三川5024
TEL) 0285-50-9232	FAX) 028-333-1284